実績評価書

（厚生労働省7（Ⅰ－10－2））

施策目標名	**生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること（施策目標Ⅰ－10－2）** 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標10：全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
施策の概要	○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）では、制度の持続可能な運営を確保するため、保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるべく、６年を１期として、国において医療費適正化基本方針を定めるとともに、都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて取組を進めることとしている。 ○ 第４期医療費適正化計画（2024～2029年度）では、 ① 入院医療費については、都道府県の医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映させて推計し、 ② 外来医療費は、糖尿病の重症化予防、特定健康診査（以下「特定健診」という。）・特定保健指導（※1）の推進、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用、医療資源の効果的・効率的な活用による、医療費適正化の効果を織り込んで推計することとしている。 ○ このうち、特定健診・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業である。 ※1 特定健診・保健指導は、保険者が健診結果により、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげるよう、専門職が個別に介入するものである（法定義務）。
施策を取り巻く現状	2008年度の制度開始以来、特定健診対象者数・特定保健指導対象者数ともに概ね増加傾向であり、実施率においても、増加傾向である。 2023年度の特定健診実施率は2022年度と比較して1.8ポイント向上しており、特定保健指導実施率は2022年度と比較して1.1ポイント向上している。 また、特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の人数においても、増加傾向であるが、2023年度のメタボリックシンドロームの減少率（対2008年度比）は、17.2%であり、2022年度と比較して1.1ポイント向上している。
施策実現のための課題	1：令和５年度時点の特定健診の受診者は約3,123万人であり、平成20年度時点の受診者約2,000万人と比較して増加している。特定健診の実施率は全保険者平均で59.9%であり、目標の70%には及ばないものの、保険者、医療機関、健診実施機関、専門職等の取組によって着実に実施され、実施率は向上している。他方、令和５年度時点の特定保健指導の全保険者平均の実施率は27.6%であり、目標の45%を上回る優良な保険者も一部あるが、保険者間の差が大きく、特定保健指導の趣旨への理解は十分とは言えない。特定健診・特定保健指導ともに被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1 （課題1）	特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。	特定保健指導は、保険者が健診結果により内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、専門職等が個別に介入するものである。こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施により、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等がはかられるため。

施策の予算額・執行額等	区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	予算の状況（千円）	当初予算（a）	21,148,763	18,203,168	18,647,102	18,895,570	17,460,090
		補正予算（b）	－	－	411,848	－	－
		繰越し等（c）	－	－	－	－	
		合計（a＋b＋c）	21,148,763	18,203,168	19,058,950	18,895,570	
	執行額（千円、d）		19,566,710	18,203,141	19,058,950	18,142,310	
	執行率（%、d/(a＋b＋c)）		92.5%	100.0%	100.0%	96.0%	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分（概要・記載箇所）
	－	－	－

達成目標1について	**特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。**

指標1 特定健診実施率 （アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野17】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】		
	指標の選定理由	高齢者医療確保法第８条第１項の規定に基づき定める医療費適正化計画（第２期（2013年度～2017年度）第３期（2018年度～2023年度）及び第４期（2024年度～2029年度））に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 （参考）令和５年度実績値（59.9%）は、分母：特定健康診査対象者数（52,103,341人）、分子：特定健康診査受診者数（31,230,198人）から算出したもの。
	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	第４期医療費適正化計画においては、2029年度に40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健診を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
－	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	毎年／令和11年度	○	（○）
－	前年度（53.4%）以上	前年度（56.5%）以上	前年度（58.1%）以上	前年度以上	前年度以上	・毎年、前年度以上 ・令和11年度において70%以上		
	56.5%	58.1%	59.9%	61.5%	令和9年5～6月頃公表予定			

<table>
<tr><td rowspan="8">測定指標</td><td rowspan="4">指標2

特定保健指導実施率
（アウトプット）
【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野17】
【新経済・財政再生計画　改革工程表のKPI】</td><td>指標の選定理由</td><td colspan="8">高齢者医療確保法第８条第１項の規定に基づき定める医療費適正化計画（第２期（2013年度～2017年度）第３期（2018年度～2023年度）及び第４期（2024年度～2029年度））に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。

（参考）令和５年度実績値（27.6%）は、分母：特定保健指導対象者数（5,190,914人）、分子：特定保健指導終了者数（1,434,051人）から算出したもの。</td></tr>
<tr><td>目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</td><td colspan="8">第４期医療費適正化計画においては、2029年度に40歳から74歳までの対象者の45%以上が特定保健指導を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。
【新経済・財政再生計画　改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基準値</td><td colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</td><td rowspan="2">目標値</td><td rowspan="2">主要な指標</td><td rowspan="2">達成</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr>
<tr><td>－</td><td>前年度
（22.7%）
以上</td><td>前年度
（24.6%）
以上</td><td>前年度
（26.5%）
以上</td><td>前年度
以上</td><td>前年度
以上</td><td>・毎年、前年度以上
・令和11年度において45%以上</td><td>○</td><td>（○）</td></tr>
<tr><td></td><td>24.6%</td><td>26.5%</td><td>27.6%</td><td>28.9%</td><td>令和9年5～6月頃公表予定</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">指標3

メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率
（アウトカム）
【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野17,20,㉑】
【新経済・財政再生計画　改革工程表のKPI】</td><td>指標の選定理由</td><td colspan="8">高齢者医療確保法第８条第１項の規定に基づき定める医療費適正化計画（第２期（2013年度～2017年度）第３期（2018年度～2023年度及び第４期（2024年度～2029年度））に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。

（参考）令和５年度実績値（17.2%）は、分母：2008年特定保健指導対象者推定数（10628053.7人）、分子：（2008年度特定保健指導対象者推定数－2023年度特定保健指導対象者推定数）（1824537.6人）から算出したもの。</td></tr>
<tr><td>目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</td><td colspan="8">第４期医療費適正化計画においては、2029年度にメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が2008年度と比べて25%以上減少することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の減少とすることを目標値とする。
【新経済・財政再生計画　改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基準値</td><td colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</td><td rowspan="2">目標値</td><td rowspan="2">主要な指標</td><td rowspan="2">達成</td></tr>
<tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr>
<tr><td>平成20年度</td><td>前年度
（10.9%）
以上</td><td>前年度
（13.8%）
以上</td><td>前年度
（16.1%）
以上</td><td>前年度
以上</td><td>前年度
以上</td><td>・毎年、前年度以上減少
・令和11年度において平成20年度と比べ25%以上の減少</td><td></td><td>（○）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>13.8%</td><td>16.1%</td><td>17.2%</td><td>17.2%</td><td>令和9年5～6月頃公表予定</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第19回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループでの議論も踏まえ、指標１及び指標2については、特定健診や特定保健指導の実施率の低い保険者に対して、個別のヒアリング、状況に応じたノウハウや好事例の横展開といった伴走型の支援を行うとともに、必要に応じて制度的見直しを行うなど、総合的に対応を進めていく。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） ②【目標達成】
	総合判定	（判定結果）A【目標達成】 （判定理由） **【達成目標1：特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。】** ・ 指標1については、令和6年度実績値は集計中であるが、着実に実績値を伸ばしており、毎年実績値が前年度以上という目標を達成し、令和7年度においても同様に増加することが見込まれるため「（〇）」（達成の見込み）と評価した。 ・ 指標2については、令和6年度実績値は集計中であるが、着実に実績値を伸ばしており、毎年実績値が前年度以上という目標を達成し、令和7年度においても同様に増加することが見込まれるため「（〇）」（達成の見込み）と評価した。 ・ 指標3については、令和6年度実績値は集計中であるが、着実に実績値を伸ばしており、毎年実績値が前年度以上という目標を達成し、令和7年度においても同様に増加することが見込まれるているため「（〇）」（達成の見込み）と評価した。 **【総括】** ・ 以上より、全ての指標が「（〇）」となったことから、判定結果は②【目標達成】に区分されるものとして、A（目標達成）と判定した。
	施策の分析	（有効性の評価） **【達成目標1：特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。】** ・ 指標1については、保険者が実施する特定健診に要する費用を補助し、保険者の好事例の横展開といった要因により、着実に実績値を伸ばしており、目標である前年度以上の数値が見込まれることから保険者全体での特定健診の着実な実施に向け取組が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、保険者が実施する特定保健指導に要する費用を補助し、保険者の好事例の横展開といった要因により、着実に実績値を伸ばしており、目標である前年度以上の数値が見込まれることから保険者全体での特定保健指導の着実な実施に向け取組が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標3については、着実に実績値を伸ばしており、目標である前年度以上の数値が見込まれることから保険者全体での特定健診・特定保健指導の着実な実施が加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等に向け有効に機能していると評価できる。 （効率性の評価） **【達成目標1：特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。】** ・ 指標1～3については、予算の範囲内での執行でありながら順調に実績が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 （現状分析） **【達成目標1：特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。】** ・ 指標1については、目標達成の見込みであり、全保険者において着実に取組が進んでいると考えられる。保険者ごとでは、目標の70%を超えている保険者がいる一方で40%に満たない保険者もおり、保険者間の差が大きく、また、被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。 ・ 指標2については、目標達成の見込みであり、全保険者において着実に取組が進んでいると考えられる。他方で、目標値までの乖離が特定健診と比べて大きい。保険者ごとでは、35%を超えている保険者がいる一方で15%に満たない保険者もおり、保険者間の差が大きく、また、被扶養者への実施が行き届かない課題もあり、制度への一層の理解が必要である。 ・ 指標3については、着実に取組が進んでいると考えられる。
	次期目標等への 反映の方向性	（施策及び測定指標の見直しについて） **【達成目標1：特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。また、目標に乖離のある特定保健指導については、好事例の共有等を通じて、理解の徹底を図る。】** ・ 指標1については、令和11年度において70%以上という目標に向け、保険者間の差を縮小し、被扶養者への実施をすすめるため、特定健診の着実な実施につながるよう引き続き着実に取組を進めていく。 ・ 指標2については、令和11年度において45%以上という目標に向け、保険者間の差を縮小し、被扶養者への実施をすすめるため、特定保健指導の着実な実施につながるよう引き続き着実に取組を進めていく。 ・ 指標3については、令和11年度において平成20年度と比べ25%以上の減少という目標に向け、特定健診・特定保健指導の着実な実施を通じて、引き続き着実に取組を進めていく。

参考・関連資料等	・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（下記検索サイトから検索できます） URL：https://laws.e-gov.go.jp/ ・第４期医療費適正化計画（2024～2029年度） URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190705_00001.html ・特定健診・特定保健指導について URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161103.html ・「2024年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況」 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00082.html

担当部局名	保険局	作成責任者名	医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室長 長江　翔平	政策評価実施時期	令和8年7月